

元龜・天正年間の南津軽地域

― 編纂物・由緒書のなかの戦国時代 ―

工藤 弘 樹

はじめに

青森県津軽地域の戦国史を説明するうえで、同時代史料が少ないこと、近世弘前藩に残された編纂物と盛岡藩に残された編纂物が記す戦国史に、時間的なズレがあることなどが、問題点として挙げられる。近世期成立の編纂物を使用しての歴史的事実の解明が、非常に困難な作業であることとを示す現実である。小稿の目的は、このような編纂物の限界を理解し、たうえて、元龜・天正年間の南津軽地域について、同時代史料である書状の分析をおこなうとともに、主に弘前藩内で作成された編纂物や由緒書などを活用しながら、歴史的事実を明らかにしていくことにある。なお、ここでいう南津軽地域とは、現在の青森県南津軽郡と黒石市、ならびに弘前市の乳井・薬師堂・石川地区とその周辺や青森市の浪岡地区と考えていただきたい。

また、津軽地域の戦国史を考察する場合、多くが、大浦為信の南部勢力からの独立・津軽の統一とする、大名間での視点のみが歴史的事実とされてきた。このことに関して、南津軽地域の戦国史から、再考を加えるものとする。

さて、今回基礎史料として使用するものは、以下の通りである。まず、同時代史料である、数少ない書状類である。書状は、年号を記さないのが通例であり、史料として使用するためには、年代比定が必要になってくる。年代のおよその確定をおこない、内容について分析するものとする。次に、『信直記』・『東日流記』という、盛岡藩と弘前藩のそれぞれの藩祖の一代記ともいうことのできる編纂物を使用する。この二点は、一代記という性格上、それぞれの藩祖について、誇大な記述や不名誉を隠すなどの操作がおこなわれている可能性がある。しかしながら、両方とも、十七世紀後半までには成立していたことが指摘されている¹⁾。つまり、記されている内容は、戦国の動乱期をそれほど下らない時期の歴史認識を土台にしていると考えられる。このことから、史料批判をおこなったうえで、同時代史料を補う史料として使用することとする。続いて、文化三年(一八〇六)、弘前藩においての成立とされる、『由緒書抜』²⁾を用いる。十九世紀になってからの史料ではあるが、弘前藩が収集した各家の由緒書について、藩内で考察を加えたうえでまとめられた史料である。戦国期についての記述も多数存在する。これも史料批判をしたうえで、利用することとする。最後に、『津軽編覧日記』や『封内事実秘

苑』などの、弘前藩において作成された編纂物を扱うこととする。どちらとも、時代が下つてからの史料ではあるが、弘前藩における官撰の編纂物ともいうことができる史料であり、そういう意味では、後世の潤色が加わっていても、全くの物語の創作というのは、不可能であると考える。これら編纂物の世界に記述されている内容について、一部盛岡藩側の編纂物を取り込みながら、歴史的事実を模索してみたい。

今回取り扱う由緒書や編纂物は、記してあることをすべて歴史的事実として扱うことができないことは、周知の通りである。これらについて、近年刊行の『青森県史資料編中世1』⁽¹⁾（以下、『県史中世1』と表記）・『青森県史資料編中世2』⁽²⁾（以下、『県史中世2』と表記）などの自治体史の成果に学びながら、論を組み立てるものとする。同時代史料が希薄な南津軽地域の歴史的事実を、少しでも明らかにしたいと思う。

一、大宝寺義氏書状写の中の南津軽地域

まず、南津軽地域の戦国期の情勢を端的にあらわしている史料を提示する。

【史料一】大宝寺義氏書状写

（菅江真澄『簷適金棗棠』）

態令啓達候、□去々年已往以渡海互ニ委申承之事、本望満足迄候、其後其元兵革之儀、且昏□床鋪□、度々勝利之由候、特号淺瀬石地、其外十余ヶ城降参之間、大光寺之城際迄被押詰之由、重旧冬十月廿日ニ、七森雅楽助所へ便書、霜月十七日ニ上着、即相之□、可然仕合仕候之段、令存候、其前後、態預使候処、相煩候而、日中罷

帰之由、無心元候、兎角其口之儀承之度之条、今般以客僧申

染筆内々□定洛一途有之度

所存□、其許之儀、無御変化之様、願望迄候而已、又去年初冬之

□、郡様子為可承之□脚力之処、□去候儀、一向無聞得無心元

候、其口へ令着候而、帰路之刻、何□合之儀も候歟、其元へハ無

聞得候哉、猶委細之旨、從七森雅楽助所可申入候条、令略候、恐々

謹言、

追而令啓候、去歳差下齋藤利左衛門、無相違令上着之間、雜ニ懇意之儀ハ為悦之至、向猶渡海之刻、彼是委可申述由、舟路之計存分ニ様無之候て、延引無心元□、

大寶寺

（天正三年カ）

三月十六日

義氏（花押影）

これは、永禄十一年（一五六八）に庄内屋形大宝寺家を相続し、天正十一年（一五八三）に腹心前森義長の謀反にあい横死した、大宝寺義氏の書状写である。菅江真澄『簷適金棗棠』に記されているこの写しは、義氏の花押を忠実に模写しているほかに、長いこと折りたたんで擦り切れたと思われる様子まで描いてあり、正文を実際に見て写したものと推定することができる。宛所は記されていないが、内容から鑑みるに、大浦為信であると考えられる。

この書状は、『新編弘前市史資料編1（古代・中世編）』（以下『弘前市史1』と表記）では、天正四年（一五七六）、『新青森市史資料編2（古代・中世）』（以下『新青森市史2』と表記）では、天正三年（一五七五）に年代比定している。「大光寺之城際迄被押詰之由」と、大光寺城の城間際まで攻めていること（大光寺城が落城したとは記されていない

い。)を記している様子や、「旧冬十月廿日二、七森雅楽助所へ便書、霜月十七日二上着」と、便りが去る十月に七森氏を介して到着しているということから考えるに、天正三年とする見解に分があると思える。

さて、この書状の中に、戦国末期の南津軽地域の情勢を知ろうと、重要なキーワードが隠されている。「特号浅瀬石地、其外十余ヶ城降参」が、その部分である。浅瀬石城（現黒石市高賀野地区）の浅瀬石千徳氏の他、十余の城が「降参」したというのである。この場合の、「十余ヶ城」とは、何を意味するのだろうか。疑問を明らかにするための史料を示す。

【史料二】東日流記『青森県史資料編中世2』一三九一号より抄出
新屋・尾崎兩人、大和守大浦一味と聞て、とかく御所(宮)へ心を通し、大光寺の預り番所共を引取申候ニ付、猿賀村を千徳大和守うはひかへし申候、浅瀬石人数に木村越後を頭とし、猿賀を預ヶ置申候、是者 大浦様へ忠節に致候、かやうに大光寺藤元のもの心かわり仕候ニ付、大光寺手廻斗五百余人楯籠、爰かしこと合戦をはけミ候へとも、次第くくに人すくなになり、大浦勢ハ次第に加り申候、

【史料三】封内事実秘苑

(弘前市立図書館所蔵)

天正元癸酉年

(中略)

一 尾崎並新屋之領主等、浅瀬石大浦之味方申上候儀承り、されバ、大光寺之滅亡も不遠迎、浪岡へ随身の趣、瀧本聞及甚怒之、先荒屋(つご)を攻め、此時領主源次郎大浦へ訴訟可致子細有之、寄合之(あひあひ)なるべし(なるべし)武田助六信経同道にて堀越へ来居しが、右之次第相聞得、

早々馳帰候処、最早大勢相圍ミ力戦不相叶落城して浪岡へ至、武田助六者討死致候、然に、尾崎にても此事を聞、領所へ去り、同じく浪岡へ落行候、浅瀬石にては此勢ニ乗して、近郷不残手ニ入、猿賀には館を構へ、家臣木村越後を差置、弥御威勢強相成、新屋・尾崎の兩人も、后は御味方に相成候、

『東日流記』は、寛文四年(一六六四)に津軽家家臣の高屋豊前守浄久が記した、津軽為信一代記ともいえる史料である。奥書には、「先達而申上候通、数年之儀無覚束奉存候得共、追而、御代々之義承覚候趣可申上旨被仰付候ニ付、則一冊書記奉差上候、以上、高屋豊前」と記されている。このことから、『東日流記』には、そのものになる書き記したものがあり、それが時の弘前藩主の目にとまり、改めて「一冊書記」したことがわかる。つまり、藩命により作成されたのが、『東日流記』なのである。この時期、幕府では、『本朝通鑑』編纂のための本格的な史料収集を始めており、その風潮は、諸藩にも広がっていたと思われる。『東日流記』作成の背景には、このような、幕府による史料収集編纂事業が、影響を与えていた可能性を指摘することができる。そういうことから、この編纂物のもつ史料的价值は高い。さて、元龜・天正年間を考察する小論においては、『東日流記』のもとなつた、より古体を伝える書(しよ)を史料として提示したいところである。しかし、現在に伝えられている写本は、管見の限りでは、脱漏力所のあるもの一点しかない。そのため、史料としての提示にはふさわしくないと考えた。ちなみに、もとなつた書は、記述内容から明暦四年(一六五八)に成立していたと考えられる。他に写本があるのであれば、御教示願いたい。また、

『封内事実秘苑』は、工藤四郎右衛門行一が、家に伝えてあった藩歴代の履歴を編集したものに、自ら諸家の旧記を搜索、増補したものであるという。文政二年（一八一九）成立とされる。十九世紀成立の史料ではあるが、前述の通り、官撰歴史書と見られているものである。

この二つの編纂物に共通する部分が、新屋と尾崎の領主が、大光寺を見限り、波岡御所の麾下に属していくという部分である。天正元年（一五七三）には、大光寺城は未だ健在であり、新屋も尾崎も、もとは大光寺の指揮下にあった。後述するが、この時期、為信はすでに石川城に南部高信を攻めて自害に追い込んでいた。普通に考えれば、大光寺の与力として、為信追討に参加すると思える。あるいは、南部勢力を見切り、為信の支配下に入るのではないか。しかし、彼らは、時の人となった為信の支配下に属するのではなく、波岡御所に保護を求めたということになる。このことは、この時代、波岡御所の権威が、いまだ南津軽地域に残っていたことを示すとともに、村の領主が、時流を見ながら、自分の所屬を自分の意志に基づいて決めていたことを物語っているということができる。

そして、これらの歴史的事実から勘案するに、【史料一】の「其外十余ヶ城」とは、新屋や尾崎のような、村の領主、または、村そのものの城を指すと考えられる。浅瀬石千徳氏が、為信の大光寺攻めに呼応して、大光寺傘下の村々を「木村」某を「頭とし」、その支配下に置いたものと見ることができる。また、『東日流記』によると、この前後、浅瀬石千徳氏は、為信に属していた小笠原氏との縁組を画策している。これは、浅瀬石千徳氏が、為信との同盟関係を結ぶ意志があったことを示唆する。

このことについて『東日流記』では、縁組が進められる中で、為信が難渋を示し、浅瀬石千徳氏が、「さま／＼と御わひ申上候、御返事、左様候ハ、互の首尾の爲にてあれハ草つとあるへき事と被仰出候、就中大和守、大光寺一二の者後藤五郎左衛門申もの討取、其首樽に添て差上申候付、祝言調」つたという。このことから、この縁組は、結果として、対等な同盟というよりは、為信高位な同盟になったということが出来る。このような不平等な同盟関係が、浅瀬石千徳氏の為信への「降参」として書状に表れ、この同盟関係に基づいて、浅瀬石千徳氏は周辺地域を攻略したと思われる。このことが「特号浅瀬石地、其外十余ヶ城降参」という書状の表記に結びつくと推定することができる。浅瀬石千徳氏は、為信による大光寺城攻略の局面で、同盟関係に依っていたのではないだろうか。

これらの編纂物からは、大光寺や浅瀬石千徳氏、為信のような戦国大名の活動とともに、南津軽地域の村々の領主の様子を読み取ることができる。この時期の南津軽地域の歴史的事実として、大浦為信対南部勢力だけでは見えてこない、村の領主の動きを読み取ることができる。

以上の南津軽地域の情勢を基礎として、次に、南津軽の歴史の転換点となった事象についていくつか考察し、南津軽の歴史的事実について追求していきたい。

二、大浦為信、南部高信を攻め、自害させる

津軽側の編纂物によれば、大浦為信が、南部勢力からの自立を目指したのは、石川城に南部高信を攻め、自害に追い込んでからといわれている。この事象について、元龜二年（一五七二）に位置づける^①。一方、南部側の編纂物では、高信が、為信による石川城攻略によって自害したとは記さない。天正九年（一五八一）、高信は石川城において死去、その後、高信にかわって、時の三戸南部家当主南部信直の弟政信が、波岡城に入るとする。そして、為信が南部勢力に反旗をひるがえすのを、天正十八年（一五九〇）のことと記す。

どちらが歴史的事実か。このことを考えるために、以下の史料を提示する。

【史料四】信直記 〔青森県史資料編中世1〕六八九号より抄出〕
津軽騒動之事

往昔津軽三郡ハ安信ノ御時代御手ニ属シタル所也、(中略)高信逝去ノ後相繼テ郡代ヲ置玉フ、然ルニ信直ノ御代ニ至リテ、御舍弟彦次郎政信ヲ津軽ノ郡司ト定ラレ、波岡ノ城ニ居置玉イヌ、(中略)右京ハ日比津軽三郡ノ諸百姓ニ至迄ソレノ兼而仁愛ヲ施シ、恩沢ヲ厚セシカハ、地下百姓ニ至迄此節争カ日比ノ好ヲ忘申サント思々ニ付從イケレハ、三郡ノ勢不残右京ニ思付、天正十八年二月下旬ニ兩郡代ノ扣タル波岡之城ニ取懸攻之、城ノ内ニハ榑山劍帶・南右兵衛思モヨラス事ナレハ、上ヲ下ヘト周章ス、

【史料五】奥南旧指録 〔南部叢書 第二冊〕より抄出〕
二十三代安信公御代之事
右馬允安信公津軽三郡を切りしたがひ、其頃津軽は葛西の一族領し

ける、或時安信公の命に依、御舍弟左衛門尉高信公津軽征伐の軍勢を催し、既に御出馬なさるべき所に、(中略)其後、左衛門尉安信公の命によって石川の城に居住し^{依て石川左衛門、高信公とも申也}、晴政公の御代迄、津軽三郡の御郡代として津軽を下知し玉ふ、高信天正九年に卒し玉ふ。

同御代大光寺光愛津軽退去並羽州比内郡従服之事

先年津軽三郡南部の御手に属し、石川左衛門高信郡代として波岡^②に在城、天正九年高信卒して後、信直公の御代となり、高信の御次男、信直公には御舍弟、彦次郎政信公と申しけるを城代として、政信公はまだ御若年なれば、後見として大光寺左衛門光愛^{上大浦に住居}・大浦右京^{西根大浦に住居、本名久慈なり}・浅石隱岐正吉^{マツゴ}を附置玉ふ。

同御代津軽郡代政信公卒去並大浦右京逆意之事

天正十六年三月津軽の郡代彦次郎政信公御病氣危急のよし三戸へ告げ来る、(中略)三月十五日終に卒去なされける、(中略)依之、信直公南右兵衛・榑山帯刀を郡代として、桜庭兵助を添えられ波岡の城を守らしめ給へば、大浦右京も此の人々の下知を請る、(中略)右京兼て津軽中の四民に仁愛を施し置ける故、悉く右京に従ひ靡き叛逆の体を顕しける、(中略)信直公此よしを御聞し召し、敵勢強からぬ内に御誅伐可有、密に波岡の城代へ被仰越けるを、右京洩聞て急に人数を催し天正十八年三月下旬波岡の城へ取懸りて揉潰さんと攻懸る、

『信直記』は、南部側で作成された軍記物の一種であるが、内容的には、前述の通り盛岡藩祖南部信直の一代記と考えてよい。成立は、遅く

とも十七世紀第3四半期であると考えられており、信直の事績についての潤色は否めないが、その成立が早いことから、『東日流記』と同様、史料的价值は高いと思える。また、『奥南旧指録』は、歴代の南部家当主ごとにとまとめられた編纂物である。初代の南部光行から二五代とされる晴継にいたるまでは、年代記調に、二六代とされる信直以降は、各事象ごとに、宝暦二年（一七五二）までの記述がまとめられている。また、事績について、よくわからない当主については、記録しないという編纂方針がとられ、当時の歴史学での、明確な歴史的事実のみを記そうとする編纂者の姿勢をうかがうことができる。

『信直記』には明記されていないが、『奥南旧指録』をはじめ、『祐清私記』や『聞老遺事』など、南部側の編纂物は、一様に、高信の死を天正九年とする。また、高信死後は、信直の弟である政信が津軽「郡代」に就任するも、天正十六年（一五八八）に逝去。その後は、南部家一族の南右兵衛・楢山帯刀が「郡代」となるが、天正十八年、大浦為信が反旗をひるがえし、津軽を切り取ったとする。要するに、津軽が為信の手中に収まったのは、天正十八年になってからであり、津軽はこの時期まで南部領であったという主張である。

しかし、為信が、南部方とは別に、独自のルートで豊臣秀吉と接触していることを表す史料が存在し、天正十七年に年代比定されている。つまり、天正十七年の段階で、為信は、南部方から自立していたことになる。このことから、南部側の編纂物の記述は、歴史的事実と異なると見なすことができる。それから、『信直記』には、「高信逝去ノ後相継テ郡代ヲ置玉フ」とある。「相継テ郡代ヲ置」という記述からは、高信の

死後、政信の津軽入部までは、一定の時間がかかっていることを示していると考えられる。また、『奥南旧指録』では、高信の死後について、「信直公の御代となり、高信の御次男、信直公には御舎弟、彦次郎政信公と申しける」を津軽に派遣したとする。ここで、わざわざ「信直公の御代となり」とことわっている記述からも、高信逝去から政信の「郡代」就任までの間に、一定の時間を経ていると考えられる。以上のことを鑑みるに、津軽側の編纂物に見られる、元龜二年に高信自害、その後、為信による津軽切り取りが始まるとする津軽側の編纂物の主張の方が、歴史的事実を語っているように思える。

以上のことを念頭に、次の書状を読んでみたい。

【史料六】南慶儀書状

〔青森県史資料編中世1〕一八一号

猶々申候、七戸口可被仰継候由承候、肝要ニ被存候、横内相
続られ候内ニ、時宜被相調候ハん事肝要ニ候、

従久慈御掃宅被成候由承候者、自是可申入与存候處ニ、預御音問候、
祝着之至ニ候、如仰津軽郡相破候、能時分ニ候之間、此境當郡談合
申度与被存候、分而七戸路次と申、肝要ニ被存候条、無底意被仰合
候様ニ御意見可為專一候、然者先日重而可致到来之由、従大光寺被
申候つれ共、今訖無音ニ候、無御心元存候、随而自大浦大わに被攻
候而、下館打破候へ共、日暮候而内城相続候由、聞得候、大浦・大
光寺先々相當之様ニ相見得候、諸事自三戸廳而音信可被申候、恐々
謹言、

三月廿四日

八戸殿

御返事

慶儀判

この書状は、【史料五】までの考察から、為信による石川城攻撃以降の津軽の状況を表している史料だといえる。「大浦・大光寺先々相當之様ニ相見得候」から、大光寺と為信が実際の戦争状態に入る前と考えてよい。『弘前市史1』や『県史中世1』、『新青森市史2』は、元龜三年（一五七二）と年代比定しているが、妥当なものと考ええる。

「津軽郡相破候」という記述からは、津軽地域での南部氏による秩序の崩壊の様子を読み取ることができる。一方で、「自大浦大わに被攻候（大浦）、下館打破候へ共、日暮候（日暮）内城相続候由」という表記からは、津軽内での南部勢力の抵抗の様子が見えてくる。ここに出てくる「下館」・「内城」が、どこを指すか不明である。ただ、大鰐地区（現南津軽郡大鰐町）で為信に敵対する南部勢力が存在し、城攻めが行われていたことは確かである。城の性格は明らかにできないが、少なくとも、為信が石川城攻略の後、大光寺城攻めの前に、南津軽で攻略すべき城があったことを示している。南部側の勢力として、為信に抵抗を続けた城（または村）の存在は、否定できない歴史的事実である。

さて、この状況を南部側もただ見ていただけではない。津軽側の編纂物には、南部氏による為信追討の記事が記されている。元龜二年八月の八戸氏（一部、信直と記すものもある）率いる南部勢が、鹿角口から侵入をはかった事件である。ちなみに、南部側の編纂物には、このような事象は記されていない。

【史料七】東日流記『青森県史資料編中世2』一三九二号より抄出）
石川之城落、大膳切腹之由、南部へ隠れなく聞こ（大膳）申候（大膳）二付、
大勢引率押寄、既ニ先勢大鰐劔ヶ鼻乃下宿川原に陣取、八戸勢ハ南

部之内（絶間ノコト）と申処まで出張候所に、九戸此義を聞、一戸を責落し可申由にて人数を催し九戸を打立候由、八戸方へ早飛脚来候ニ付、絶間より取てかへし、一戸へ懸つけ申候得ハ、九戸は引取申候由、元来九戸へ南部出陣（出陣）の跡を責可申旨、右京様被仰合置候由御座候、大鰐宿川（宿）□□大光寺江引入一所に成可申旨仕候得共、其頃乳井大隅高島乃城を攻落し住居仕候故、大光寺と一所に成兼、宿川原勢、高畑の城を攻申候、折節侍分三四人有之候ゆへ、鉄炮間遠に打出し、人数の程を敵に知せ不申候やうにいたし候、右京様、兼平中書へ御意被成候ハ、高島乃城定（定）而責落申さるへし、如何あらん哉と被仰出候、中書、我等かけつけ可申候、討れ不申城中へ乗入申程に候ハ、城者落され申間敷候と申上、早疾にかけつけ、人数を乗わけ城へ入申候、其後さまく責申候得共、鉄炮はけしく打懸られ難叶、鹿角勢南部へ引入申候、

【史料八】封内事実秘苑

（弘前市立図書館所蔵）

八月二日、南部表にて石川落城大膳生害の儀聞及、信濃信直（実ハ）高信の息男、本家晴政の家督相続（大膳）後大膳大夫、自ら大軍を率ひ南部領當麻と申処迄出張、先陣瀬田石隠岐既ニ大鰐宿川原迄押来り候処、南部表九戸甲斐守此隙ニ乗じて宿意を達せんと一戸城（南部股肱の臣）可責取趣二付、信濃守引返し一戸に趣候よし、依て宿川原二陣し候隠岐が勢、大光寺へ引取、滝本と一処ニ可成躰二候間処、乳井大隅高畑ニ於て相支候二付、隠岐守高畑城へ取懸り候へば、城中鉄砲を以て稠敷相防候故、不叶して引取り、則鹿角口より南部へ帰候、

これらの編纂物によれば、南部勢は、援軍として鹿角口を通り、津軽

へ侵攻しようとしたが、九戸氏の一戸城攻めのため、本隊は、鹿角郡富麻（現秋田県鹿角市）から引き返し、先陣の瀬田石氏のみが、津軽に取
り残され、大光寺と呼応して高畑城（現南津軽郡平賀町高畑地区）を攻
めるも叶わずして撤退したことになる。

これらの編纂物には、高畑城を守る乳井大隅のことが記されている。
新屋・尾崎の領主の取った行動については、前述した通りである。それ
に対して、高畑城の乳井氏は、為信に味方して戦っている。この時期、
南津軽地域では、新屋・尾崎の領主のように、波岡御所などの第三者に
保護を求める村の領主や、乳井大隅のように為信に味方する村の領主が
いたということが出来る。また、【史料六】から勘案するに、為信に敵
対する勢力も存在していた。このように、南津軽の地域では、さまざま
な村の領主の行動が、入り乱れていたと見ることが出来るのである。大
浦為信による石川城の南部高信攻撃、自害に追い込んだ事件は、南部氏
による津軽でのたががはずれ、まさに戦国の様相を呈するようになった
と考えられる。その中で、村は、自らの生き残りをかけて、時の権力者
と向かい合うことになったのである。

三、下国愛季、津軽へ侵攻する

次に紹介する事象は、下国愛季による津軽侵攻についてである。天正
四年前後、大光寺城を滅亡させた大浦為信は、その矛先を波岡御所に向
ける。そして、天正六年（一五七八）七月、最後の波岡御所となった北
畠頭村（具愛）は、自害に追い込まれた。この、頭村の岳父が、下国愛

季である。愛季は、報復のため、天正六年から八年頃にかけて、津軽に
侵攻し、為信と戦う事になる。波岡御所攻撃は、思わぬ形で為信にはね
返ってきたのである。

愛季の津軽侵攻を示すと思われる、数通の書状がある。それを、以下
に記す。

【史料九】蠣崎入道阿陀書状（『青森県史資料編中世2』一〇九五号）

幸便之条、一筆令啓達候、仍今度津軽（波岡）御出張、無何事御帰陣（波岡）

御目出令存候、然而（編者注）上様御切紙預、右衛門大夫（波岡）〇〇忝奉拝候、

即以切紙申上度候得共、便宜之事二御座候条、不能其儀候事、御心

得畏入候、就中民部大輔・右衛門大夫分而御懇意之由、畏入令存候、

然而上洛望二候条、糠部口へ為越候、吾等老者之事二御座候得共、

今一度懸御目度念願付而、向後之儀、子共二猶御懇奉憑外無他事候、

何も御息中御堅固、目出二存候、恐々謹言、

十月四日（天正六年カ） 蠣崎入道阿陀（花押影）

殿（此スヘキレテ不覚）

御宿所

【史料一〇】蠣崎入道徳路書状（『青森県史資料編中世2』一〇九六号）

追而申候、已後之儀ハ不存候、今ハ秋静二候之間、少々逗留

二波岡口へ可参と存候、

新春之御吉事、万々不可有盡期候、仍去年者鷹為上申候処二、御祝
着被成之由、甚六満足之由申候、殊更御郡中へも書状之御返事無御
座之由承候処二、御懇之返事多山忝奉存候、此等之趣以御心得御披
露任入候、将又、波岡御弓矢之事候間、子一人御内之者二申候間、
尤若者差為越可申候得共、一円若輩者之事候間、入道罷越候て、詞

越申上候處、

御前江被 召出、此節忍ひ参ル条神妙ニ被思召、御具足一領拜領被
仰付、早々助勢可致旨 御意を蒙り、則夜罷歸候處、御助勢ニ而敵
退散仕候由、

一、二代佐藤平右衛門義、

右御代所々御征伐之砌、相務田舎館御合戦之節軍功御座候由、

一、松山勢合戦之砌、敵式拾騎計二重之堀を游き堀を越る處、右

平右衛門女房上方大石并挽臼等投懸、敵四・五人打落候由、其

後達 上聞、女之働ニは健気成仕方、御感被思召、為御茶代

本知高式斗永代被下置候、後平右衛門三拾石之高ニ御給ひ、三

拾石式斗之御印頂戴仕候由、

『由緒書抜』とは、自家の先祖の由来や活動の様子、系譜・姻戚関係
などを書き上げて弘前藩に提出した由緒書を、藩が吟味を加え、まとめ
あげたものである。成立は、前述のように、文化三年のことと考えられ
ている。由緒書の提出は、弘前藩で何度か行われているが、その中でも、
体系的に作成され、現存しているのが『由緒書抜』である。由緒書は、
当事者の利害関係が絡む場合があり、作成の段階で、偽文書を製作した
り、権威ある人間（津軽では、為信など）に無理やり結びつけるなど、
事象の改竄をおこなうケースがある。しかしながら、『由緒書抜』は、
提出させた由緒書を、当時の歴史学のもとで検討し直している様子があ
り、信用に足りる事象以外は残さなかったと考えられる。

【史料一二】に記されていることを整理してみる。弘前藩家老与力で
ある佐藤源司先祖の佐藤平兵衛は、「沖館村 御城内ニ住居仕」り、檜

山勢が沖館村を襲撃したとき、為信に助成を求める使者として責任を果
たし、「具足一領」を拜領している。ここには、平兵衛が沖館村の城内
に住居していたことが明記されている。城内に住む人間と考えれば、平
兵衛は、支配者階層の一人であることになるだろうか。ともかく、平兵
衛は、沖館村の命運をかけた活動を行っている。そして、二代目である
佐藤平右衛門の項には、次のように記される。つまり、檜山勢が「二重
之堀を游き堀を越」えて侵入しようとしたところを、平右衛門の妻が、
「上より大石并挽臼等投懸、敵四・五人打落」したというのである。

これらのことから、まず、戦国期の沖館村の城には、二重の堀が築か
れていたことが判明する。「游き」とあることから、水堀を推測するこ
とができるだろう。一つの村が持つ城としては、かなり大規模なものを
彷彿させる。いわゆる、城郭状集落かとも考えられる。また、平右衛門
の妻が上より石などを落として、檜山勢を打ち落とすとされるが、こ
の、妻の行動を鑑みるに、城の奥で慎ましくしている姿ではなく、たく
ましい女性の姿を想像させる。『由緒書抜』の中には、女性の戦争参加
を物語る歴史的事実が記されていたことになる。この時代、戦闘は成人
男子が行い、女性や老人、子供は其中で逃げまどうだけという、戦争
の一般的な見方とは異なる様子を読み取ることができる。佐藤源司の祖
先が、沖館城でどのような地位についていたかは明確にされていないが、
自らの城、ひいては村を守るために父子、妻が必死になっている様子
うかがい知ることができる。

さらに、檜山勢の津軽侵入の際、南津軽地域の人々がとった行動に関
する『由緒書抜』の記述を以下に示す。

【史料一三】由緒書抜『青森県史資料編中世2』一三七〇号より抄出

御目付 田中太郎五郎

右先祖田中太郎五郎義、

右御代甲州南部方罷下、御馬添被 召出、新知百石被下置候由、

(中略)

同年秋田比山勢三百人餘(天正七)而乳井茶臼館江桶籠、其上百姓共大方

一味仕御合戦之節、

御身代罷出可申旨申上、御甲・御召馬共拜領仕、防戦仕、其節

討死仕り候由、

檜山勢による津軽侵攻に対して「百姓共大方一味仕」ったことが記されている。愛季の津軽侵入に対して、その通路に当たると思われる村々の百姓が、為信について戦うのではなく、愛季に一味したことになる。このことは、南津軽地域が、完全に為信の支配下に置かれていないことを意味する。石川城を攻め滅ぼし、大光寺城を陥落させた後でさえ、その指揮下に置かれぬ地域があったのである。あるいは、為信の支配下に置かれても、この時期に愛季方に寝返ったのであろうか。そうであるならば、さらに薄情な行爲であるように思われる。しかしながら、一見非情ともうつる行爲は、戦国期の全国にみられる、一般的な行動であった。この時代の百姓または、それが所属する村は、「誰でもいい、強いものにつく」という、武士達の主従の哲学とは異なる論理で動いていた(26)。自分たちを守ってくれるものが領主とも主人ともなるのである。時には自らの保護を求め、時には徹底した日和見を決めこむ。また、防衛のための戦闘では、女性であることなど関係なく自らの村を守る。この時代

を生きている者の、すさまじい生への執念を感じさせる。

以上、下国愛季による津軽侵攻という事象をもとに、南津軽地域の村々の行動について見てきた。そこには、同時代史料だけでは明確にできない、村々の歴史が刻まれていた。さらに項を改め、南津軽地域の歴史的事実について探ってみよう。

四、南部勢、浅瀬石城を奇襲する

次に取り上げるのは、天正十三年（一五八五）の南部勢による浅瀬石城急襲についてである。事件の概要を知るため、以下に史料を提示する。

【史料一四】『東日流記』『青森県史資料編中世2』三九一号より抄出

天正十三年、浅瀬石城主千徳大和守不儀仕候由(三)而、南部より大勢取かけ申候、此大和守ハ本南部の千徳より浅瀬石城代申付置候処、大浦様へ隨身仕候科にて切腹為可申付、長杭日向守大将にて、四月四日、三千之人数にて糠壇の嶽とひるか(四)ひ山との間を越し、烏長根の大切所を越え、黄蘗臺(五)へかゝり、黒森の海道、黒石藪虫野に陣とり申候、(中略)浅瀬石の城中人数改候処に、究竟の者とも三百人御座候をしほり戸内に籠置、扱町屋七百間之ものを集め候得共、刀・脇差・鎧は勿論持不申者共故、長棹・棒などの類持出候、町乃女共にハ長棹長木の端にかたひら(六)・手拭などを結付、千計たて(七)てならへ持置申候、

【史料一五】『津軽編覽日記』(弘前市立図書館所蔵八木橋文庫)

一、浅瀬石城主千徳大和守本南部之侍にて有ける、(中略)浅瀬石

之城中には究竟の兵三百余立籠り、城下之町屋七百軒とありたるに、男子分十六以上刀・脇さし持合候ものさし出すへし、無之者ハ□・鎌・□にても持出可申候とそふれにたる、城下之者とも我も我もと出ける、□□に究竟之者共千余人刀・脇さし無き者ハ、□・鎌・□等を竹之先又棒の先きへ結付、手々に持て出にけり、(中略)敵、若城きりまで責寄塀を乗越ん時の為とて、城中屏きハ爰かしこに大釜すへ湯を涌し其内へ塩を入り、かし立てそ置たりける、是ハ敵既に屏を乗越んとする時、屏かけより比湯をくんで懸へしとて柄の長き柄杓を添て女共に申付其所々に置渡す、

この二つの史料に記されているのは、三戸南部一門である東政勝による、八甲田越えの奇襲事件の様子である。【史料一四】にある、四月四日頃とは、新暦での五月上旬であり、雪が縮まって、想像する以上に歩きやすくなるという。その時期を狙って、当時の三戸南部家当主南部信直は、東政勝に軍勢を率いさせ、「不儀仕候」浅瀬石千徳氏を急襲させたものと考えられる。

この事象について考察を加えるため、この頃の南部氏の歴史的背景について説明したい。

二四代目とされる、三戸南部家当主晴政には、長いこと嫡子となる男児がなく、娘婿の一人であった信直を後継者と決めていた。しかし、その後晴政に男児が授かる。後の晴継である。晴政は、信直を廃嫡し、晴継を後継とするが、ここに、晴政・晴継派に東政勝がつき、信直派には北信愛がついての内紛が勃発する。永禄末年頃である。

右に記した状況から考えるに、浅瀬石千徳氏への急襲は、三戸南部家

中の内紛が収まり、信直が政権に就き、ある程度安定してから行われたものと推測される。信直の家督相続は、天正十年(一五八二)前後と考えられる。以上のことから、天正十三年にこのような事件が起こっても不思議ではない。また、後継者問題で対立していた政勝に軍勢を預け、攻め込ませていることから、このような推定が可能になる。

一方、津軽でも、天正十三年は、大浦為信が再び津軽地域支配のために動き出した年であった。為信は、同年三月、外浜制圧のための足がかりとして、油川を攻め、掌中におさめる。津軽側の伝える編纂物では、三月二十八日に油川を攻撃し、油川城主であった奥瀬善九郎を、田名部(現青森県むつ市)に敗走させたとする。編纂物の記述に誤りがなければ、南部勢による浅瀬石千徳氏攻めは、為信の油川攻略から、一週間の間隔もおかずに起こっていることになる。

以上のような、南部・津軽側の情勢のもと、東政勝を大将とする浅瀬石城攻めが行われた。前述したように、浅瀬石城主千徳氏は、為信配下の小笠原氏と姻戚関係を持っていた。盟約で結ばれた一角を切り崩すための軍の派遣は、十分に理解できるし、浅瀬石城への急襲としては、八甲田越えは、十分に威力を発揮するルートである。

実際、浅瀬石城側には、十分な対策を立てられるだけの時間的余裕もなかったようである。よって、【史料一四】・【史料一五】が示すような、籠城作戦がとられる。【史料一四】からは、「究竟の者とも三百人御座候をしほり戸内に籠置」く他に、町屋の者どもには、「長棹・棒などの類持出」、女どもには、「長棹長木の端にかたひら・手拭などを結付、千計たてならへ持置」くという、籠城の状況を読み取ることができる。つま

り、正規の軍隊（浅瀬石千徳氏の動員可能な人々）の他に、城下の者どもを城の守りにつかせている。また、女性に命じたとされる、帷子や手拭いを棹や棒に結ばせた行為は、旗指物を増やしての兵力を誇張するための方策であったと思える。一方、【史料一四】には、記されていない事象が、【史料一五】には、記されていた。【史料一五】の『津軽編覽日記』は、寛政五年（一七九三）、木立要左衛門守貞によってまとめられたものである。凡例によれば、ここに記されている内容は、各家に伝わった旧記や古老の言い伝えを、真偽を問わずに写し記したものであるという。守貞の歴史書編纂活動については、『弘前藩庁日記（御国）』にも見られ、そういう意味では、『津軽一統志』・『封内事実秘苑』と同様に、弘前藩の官撰歴史書とみなすこともできる。この編纂物の中には、天正十三年の南部勢による浅瀬石城攻めに対し、町屋に住んでいた「城下之者とも我も我も」と、自主的に戦争に参加している様子を読み解くことができる。また、「城中屏きハ爰かしこに大釜すへ湯を涌」かし、敵が侵入しようとするとき、上から湯をかけるという、城を守る戦術が記されているが、その役目は、「女共に申付」⁽¹⁾られていた。

籠城戦で民衆が城に入ることは、戦国時代にはよく見られる光景であった。これを、城あがり⁽²⁾といい、一定の城域に、城下の者が避難できるスペースを確保する城郭を作ることが、この時代にはよく見られた。また、女性が戦闘に参加することは、先の、沖館城での合戦でも見られるように、特異な現象ではなかった。この時代の民衆は、戦いの中で逃げまどうだけではなく（逃げることも、一種の戦法ではあったが）、積極的に戦いの中に自分の身を置き、領主と共に戦うこともしていたのであ

る。そして、天正十三年の、南部勢による浅瀬石千徳氏への奇襲戦からは、南津軽地域でも同様の状況があったことが、編纂物から明らかにするのである。

むすびにかえて

最後に、一通の書状について考察を加えて、小稿のむすびにかえたい。

【史料一六】尾崎治家書状写

態々一書令申候、仍而此間其元米指越候処、無何事御通、忝次第候、又今度鹿角へ用所にて米指越申候、此等之趣、浅利殿へも断申候而通候条、不相替計御通候へ、可為恐悦候、阿越へも重前申達候、恐々謹言、

四月廿三日

尾崎左衛門佐治家判

しゃか内殿御宿所

これは、沼館愛三氏が、『津軽諸城の研究』⁽³⁾で、尾崎城についての記述の中で、写し取っている文書である。①津軽の米を鹿角に移送するか、道中の安全を依頼すること、②このことは、比内の浅利氏へも断つて、路地の安全を約束してもらっていること、などが記されている。そして、内容よりも興味深いのが、当時の尾崎村の尾崎治家が、浅利一族と見られる积迦内氏に宛てた書状であるという点である。この文書は、安東実季の家臣で、後、国替で秋田藩佐竹氏のもと、积迦内を含む花岡村の肝煎となった、鳥潟氏が伝えた文書である。「尾崎左衛門佐治家判」とあることから、沼館氏が調査した段階で、すでに、後世の写しで

あつた可能性が高い。しかしながら、内容から勘案するに、後世の儀文書とは考えられない。儀文書として、存在する意義が見つからないのである。

『浪岡町史第二巻』では、尾崎治家の官途に注目し、推挙者として、波岡御所を想定する。しかし、沼館氏の調査以降、本格的な史料調査が行われていない現状では、何とも言えない。ただし、【史料二】・【史料三】に記されている、尾崎氏一族の活動について記した、希有な史料であることは間違いない。戦国期の尾崎氏の活動の跡が、このような形で残されていたのである。¹⁵⁾

以上、四節にわたって、戦国期の南津軽地域の情勢について見てきた。そこには、大浦為信対南部勢力では見落としてしまうような村の領主や村そのものの歴史的事実が存在した。

この時期の歴史学研究で、同時代史料としての書状類の年代比定は必須の条件となる。それらについて、近年の自治体史編纂活動は、指標を示してくれる。そして、このような活動があつて、はじめて後世に編まれた編纂物の、歴史学での使用も可能になってくる。筆者による作業も自治体史編纂の恩恵を受けている部分がほとんどである。十分な史料批判ができていくかどうかは不安であるが、津軽における、為信の南部勢からの自立・津軽統一という、従来の津軽での歴史認識の枠では捉えきれない、当時の村の姿を垣間見ることができたのであれば、小論の目的は達したことになる。今後も、津軽の歴史において、歴史的事実として記されている事象を、十分な史料批判を行ったうえで、明確にしていきたい。

註

- (1) ①『青森県史 資料編中世1』の「信直記」解題、②『青森県史料編中世2』の「東日流記」解題参照。
- (2) 真島芳忠「由緒書抜」はなぜ作られたのか―弘前藩の修史事業と関連して―『青森県史研究』第6号、青森県、二〇〇二。
- (3) 長谷川成一「近世東北大名の自己認識―北奥と南奥の比較から―」(渡辺信夫編『東北の歴史再発見』河出書房新社、一九九七)。
- (4) 『青森県史 資料編中世1』(青森県史編さん中世部会編集、青森県、二〇〇四)。
- (5) 『青森県史 資料編中世2』(青森県史編さん中世部会編集、青森県、二〇〇五)。
- (6) 遠藤巖「戦国・織豊時代の出羽」(伊藤清郎・山口博之編『中世出羽の領主と城館』高志書院、二〇〇二)。
- (7) 内田武志・宮本常一編『菅江真澄全集』第4巻、未来社、一九七三。
- (8) 新編弘前市史編纂委員会編集、弘前市、一九九五。
- (9) 青森市史編纂委員会編集、青森市、二〇〇五。なお、同書二一五号文書の解説では、「大光寺城陥落の年が天正三年か四年かという問題も、現時点では決め手がなく、今度の課題となる。」と記している。
- (10) 前掲書(5) 解題参照。
- (11) 前掲書(5) 解題参照。
- (12) 『東日流記』弘前市立図書館所蔵、請求番号KK二一四ツガ。
- (13) 前掲書(3)。
- (14) 『津軽一統志』『津軽編覽日記』『封内事実秘苑』など。
- (15) 当該註の前に、高信が「左衛門尉安信公の命によって石川の城に居住」し、とあることや、南部領で編纂された多くの編纂物が、高信が石川城に入部したとしていくことから、編纂者が、文面での矛盾を合理化

するために、「波岡城に在任」としたと考えられる。

(16) 前掲書(4) 解題参照。

(17) 『南部叢書』第二冊、東洋書院、一九八二。

(18) 『南部叢書』第三冊、東洋書院、一九八二。

(19) 『南部叢書』第二冊、東洋書院、一九八二。

(20) 『青森県史 資料編近世1』青森県史編さん近世部会編集、青森県、二〇〇一。前掲書(5)。以下に、史料を記す。

為音信黄鷹一居、蒼鷹兄一居到来、悦思召候、於路次損候者併志同前候、重而遠路候間、鷹数無用候、猶増田右衛門尉、木村弥一右衛門尉可申候也、

十二月廿四日(朱印)

南部右京亮とのへ

(21) 長谷川成一・村越潔・小口雅史・斉藤利男・小岩信竹『青森県の歴史』山川出版社、二〇〇〇。

(22) 年代比定は、遠藤巖「戦国大名下国愛季覚書」(羽下徳彦編『北日本中世史の研究』吉川弘文館、一九九〇)、前掲書(5)による。

(23) 前掲書(21)。

(24) 前掲書(2)。

(25) 前掲書(2)。

(26) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落―和泉国入山田村・日根野村を中心に―」『社会史研究』6、一九八五。

(27) 前掲書(9) 二六二号註参照。

(28) 天正十年には、南部信直発給の元服書が存在し(前掲書(4)『宝翰類聚』82・102号)、この時期には、南部家当主として活動していたと考えられる。

(29) 弘前市立図書館所蔵、寛政五年二月二十九日の条。

(30) 藤木久志『雑兵たちの戦場』朝日新聞社、一九九五。

(31) 伊吉書院、一九八六。

(32) 『浪岡町史 第二巻』浪岡町史編纂委員会編集、浪岡町、二〇〇四。

(33) 北奥羽三県で、尾崎という地名が存在するのは青森県の当該地区のみである。

(くどう・ひろき 青森県立郷土館研究主査)